



鳥取県公報

平成16年12月28日(火)
号外第191号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例 鳥取県みなと温泉館の管理に関する条例(69)(企業局総務課)..... 2

——— 公布された条例のあらまし ———

鳥取県みなと温泉館の管理に関する条例

1 目的(第1条関係)

この条例は、みなと温泉館(以下「温泉施設」という。)の管理に関する事項について定めることを目的とすることとした。

2 指定管理者による管理(第2条関係)

温泉施設の施設設備の維持管理及び運営に関する業務を、知事が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせることとした。

3 指定管理者の管理の期間(第3条関係)

指定管理者が行う温泉施設の管理の期間を3年間とすることとした。

4 開館時間及び休館日(第4条関係)

温泉施設の開館時間及び休館日は、指定管理者が知事の承認を得て定めることとした。

5 利用の許可(第5条関係)

温泉施設を利用しようとする者は指定管理者の許可を受けるものとし、その要件を定めることとした。

6 利用の制限(第6条関係)

指定管理者が温泉施設からの退去を命ずることができる者を定めることとした。

7 料金(第7条関係)

(1) 温泉施設の利用に係る料金は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させることとした。

(2) (1)の場合において、指定管理者は、温泉施設の利用について、あらかじめ知事の承認を得て定めた額の料金を徴収することとした。

8 料金の減免(第8条関係)

指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、温泉施設の利用料金を減免することができることとした。

9 企業管理規程への委任(第9条関係)

この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理規程で定めることとした。

10 施行期日等

(1) この条例は、平成17年4月1日から施行すること。ただし、(2)は公布の日から施行することとした。

(2) 指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができることとした。

(3) 所要の経過措置を講ずることとした。

(4) 鳥取県営企業の設置等に関する条例について、所要の改正を行うこととした。

条 例

鳥取県みなと温泉館の管理に関する条例をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第69号

鳥取県みなと温泉館の管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県営企業の設置等に関する条例(昭和41年鳥取県条例第37号)第6条第1項及び第3項の規定により設置されたみなと温泉館の管理に関する事項について定めることを目的とする。

(指定管理者による管理)

第2条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、みなと温泉館(以下「温泉施設」という。)に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1) 温泉施設の施設設備の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、温泉施設の運営に関する業務のうち、知事のみ権限に属する事務を除くもの

(指定管理者の管理の期間)

第3条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、前条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

第4条 温泉施設の開館時間は、指定管理者が知事の承認を得て定める。

2 温泉施設の休館日は、指定管理者が知事の承認を得て定める。

(利用の許可)

第5条 温泉施設の施設設備を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 温泉施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、温泉施設の管理上支障があるものとして企業管理規程で定める場合に該当するとき。

(利用の制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、温泉施設からの退去を命ずることができる。

(1) 温泉施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をする者

(2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食する者

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をする者

(4) 前3号に掲げる者のほか、温泉施設の管理上支障があると認められる者として企業管理規程で定める者
(料金)

第7条 温泉施設の利用に係る料金は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として收受させることができる。

2 前項の規定により指定管理者がその収入として料金を收受する場合には、指定管理者は、温泉施設の利用について、あらかじめ知事の承認を得て定めた額の料金を徴収する。

(料金の減免)

第8条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、温泉施設の利用に係る料金を減免することができる。

(企業管理規程への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第2条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(回数券に関する経過措置)

3 この条例の施行の際、次項による改正前の鳥取県営企業の設置等に関する条例第7条第2項ただし書の規定により発行した回数券で現に残存するものは、なお使用することができる。

(鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正)

4 鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除項及び別表の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表(以下「移動別表」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表(以下「移動後別表」という。)が存在する場合には、当該移動別表を当該移動後別表とし、移動別表に対応する移動後別表が存在しない場合には、当該移動別表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第6条 略 2及び3 略</p> <p>(料金) 第7条 工業用水道の利用については、<u>別表</u>に定める金額に100分の105を乗じて得た金額の料金を徴収する。</p>	<p>第6条 略 2及び3 略 4 知事は、温泉施設の施設設備の保全等の事務を財団法人鳥取県観光事業団に委託する。</p> <p>(料金) 第7条 工業用水道の利用については、<u>別表第1</u>に定める金額に100分の105を乗じて得た金額の料金を徴収する。 <u>2 温泉施設の利用については、別表第2に定めるところにより、料金を徴収する。ただし、回数券により料金を徴収する場合には、企業管理規程で定める</u></p>

(料金の減免)

第8条 知事は、特別の理由があるときは、企業管理規程で定めるところにより、工業用水道の利用に係る料金を減免することができる。

(罰則)

第9条 詐欺その他不正の行為により、第7条の料金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

別表(第7条関係) 略

ところによる。

(料金の減免)

第8条 知事は、特別の理由があるときは、企業管理規程で定めるところにより、料金を減免することができる。

(罰則)

第9条 詐欺その他不正の行為により、第7条第1項の料金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

別表第1(第7条関係) 略

別表第2(第7条関係)

料金の区分	金額
児童又は中学校の生徒	1人1回につき 250円
高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 500円